

利根川栗橋流域水防事務組合議会の個人情報保護に関する条例施行規程

令和 5年 3月 31日  
議会告示第 1号

(趣旨)

第1条 この告示は、利根川栗橋流域水防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年水防組合条例第4号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保有個人情報の保護及び開示請求等)

第2条 利根川栗橋流域水防事務組合議会が保有する個人情報の保護及び開示請求等については、久喜市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年久喜市議会告示第1号）に定める例による。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。